

＜ 具体的相談事例 ＞

【事例 1】架空請求（はがき）

法務局認定法人を名乗る団体から「民事訴訟最終告知書」と書かれた圧着ハガキが届き、「料金未納により訴訟を告知する。・・・●月●日に第一回口頭弁論期日の呼出しを受けている。・・・連絡がない場合は・・・出廷命令が送付される」などと記載されているが、全く心当たりがない。 【70 歳代、男性】

【事例 2】架空請求（封書）

「東京法務管理局」と名乗る機関から普通郵便で封書が届き、中には「過去の債務不履行に関して裁判所に訴状が提出された。・・・連絡がない場合、給料や動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行する。・・・裁判所執行官による執行証書の交付を承諾するように」などと書かれた書面と、東京地方裁判所民事管理部宛ての「答弁書」と書かれた書面が入っているが、全く心当たりがない。 【70 歳代、女性】

【事例 3】架空請求（メール）

電話会社の料金請求部門を名乗り「有料動画サイトの未納料金があるので本日中に電話するように」と書かれた SMS がスマホに届き、心当たりはないが念のため電話をかけたところ「1 年前に有料サイト登録があり 2 9 万円の未納料金がある。支払わなければ法的措置をとる」と言われた。 【50 歳代、女性】

【事例 4】不当請求（アダルト情報サイト）

スマホで無料のアダルトサイトを開いたところ、「20 歳以上ですか」という年齢確認画面が出て、「はい」をタップした途端、「会員登録完了」の画面になり、「請求額 年間利用料金 3 5 万円」と表示された。「誤作動の場合の連絡先」が記載されているが、どう対処したらよいか。 【50 歳代、男性】

【事例 5】宅配業者を装った不審なメール

スマホに大手宅配業者名で「荷物を届けたが不在でした。連絡してほしい」と書かれた SMS が届き、配達確認の URL や電話番号等が記載されているが、荷物が届くような心当たりがなく不審だ。 【40 歳代、女性】

【事例 6】通信販売（定期購入）

スマホで「初回無料（送料のみ負担）」と表示された健康食品の広告を見て、1 回だけのつもりで注文した。数日後、商品が届いたが、その後しばらくして同じ商品 2 ヶ月分と約 2 万円の請求書が届き、4 回以上の定期購入であることがわかった。返品して解約したい。 【30 歳代、女性】

【事例 7】通信販売（定期購入）

高校生の息子がスマホで「お試し価格 9 8 0 円」と表示された脱毛クリーム of の広告を見て、お試しのつもりで注文した。数日後、商品が届いたが、その後しばらくして同じ商品と約 6, 0 0 0 円の請求書が届き、6 回以上の定期購入であることがわかった。返品して解約したい。 【男子高校生 ※相談者：40 歳代、母親】

【事例 8】訪問販売（新聞購読の勧誘）

自宅に突然、新聞の販売員が新聞購読の勧誘に来た。既に他社の新聞を購読しているので不要だと断ったが、販売員は景品を次々と出して勧誘を続け、なかなか帰ろうとしない。仕方なく 6 ヶ月間の契約をしたが、やはり必要ないのでクーリング・オフしたい。 【60 歳代、女性】

【事例 9】訪問販売（屋根瓦等の修理）

業者が突然自宅を訪問し、高齢の母が屋根瓦と雨樋の修理工事を勧められ、約 7 0 万円で契約してしまった。母は以前から物忘れがひどく記憶もあいまいであり、高額で不要な工事のため解約したい。

【80 歳代、女性 ※相談者：60 歳代、娘】

【事例 10】電話勧誘販売（光回線接続の勧誘）

大手電話会社の代理店を名乗る業者から自宅に電話があり「お住いの地区に光回線が接続可能となった。光回線接続工事の料金負担はないので契約変更してください」と勧誘されたが不審だ。 【70 歳代、男性】

【事例 11】マルチ取引

高校時代の友人から「化粧品セットを購入し、友人を紹介するとマージンが貰え、その友人が誰かを紹介してもマージンが入るので、化粧品セットの購入費はすぐに取り戻せるし、簡単に儲かる」とネットワークビジネスに誘われ、クレジットカードで約 1 6 万円を決済したが、後で冷静に考えると自分にはこのような高額商品を人には勧められないと思うので、クーリング・オフしたい。 【20 歳代、男性】